

## 令和2年9月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和2年8月28日（金）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 15時05分
- 5 出席者  
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員  
その他の出席者  
栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、加藤生涯学習課長、桑畑文化財課長、武田美術館長、山下都城島津邸館長、園田高城地域振興課長、福重山田地域振興課長
- 6 会議録署名委員  
赤松委員、岡村委員

## 7 開 会

◎教育長

ただいまから令和2年9月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日の委員会の終了時刻は、午後3時30分を予定しているところでございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

では、市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

## 8 会議録署名委員の指名

◎教育長

では、前会議録の承認につきまして、皆様のお手元に令和2年7月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議に関する規則第15条の規定により、赤松委員、岡村委員にお願いいたします。

## 9 教育長報告

◎教育長

それでは早速、教育長報告に入っていきます。

まず、お手元に教育長報告として、報道等からということでお配りしているとは思いますが、実は、中郷中学校の時吉さんという方が、今回、国土緑化ポスター原画コンクールで特選、特選は国で2名しかいないのですが、2万点以上応募された中でこのポスターの原画の部分を採用されて、本来ですと東京に行って表彰を受けるところでございますが、県庁に行かれて、代理で知事、それから県の教育長から受賞いただいたところでございます。大変素晴らしい賞でございます、非常に私自身、びっくりしているところなのですが、実際には、安久小学校の6年生のときに描いたものでございます。今現在、中郷中1年生でございます。こういう嬉しい報告がありました。

続きまして、今度はレジメに入っていないのですが、祝吉中学校の岩廣さんという方がUMKのニ

ユースの特番で、戦後75年経った今年、曾祖父の遺書ということと、4世帯のその後戦争の記憶ということで、結構長い時間、5分以上だったと思いますけれども放映されました。都城歴史資料館にも、この子が書いた「すべてが奇跡の命」という作文が投稿されておりまして、見ることでできます。そういう形でクローズアップしていただいたところでございます。また、おいおい話をしていきたいと思っております。

それでは、今、校長会が昨日終わったのですけれども、校長会でもこの2つのプロモーション・ビデオですけれども、お見せしたところです。今、Society5.0とよく言われているのですけれども、そのSociety5.0についての形で、今、学校がどうあるべきかということについてお話をしているところです。そのお話の内容がスクール・ミーティングという形で行っていきまして、8月4日から8月21日、25校を回ってまいりました。正確には22校になりました。時間は60分短縮し、コロナ禍の中で先生方大変お忙しいので、短縮した形で行っております。ただし、8月7日、コロナ対策本部会議がこの日開かれましたので、そこにある3校は実施できなかったということでございます。本年度新たにSociety5.0というテーマとGIGAスクール構想というテーマについて、それぞれご希望のあったところで話を進めているところですが、一部の感想文がそこにあると思いますので、またご覧になっていただければと思います。

では、実際にどんな映像をお見せしたか、お話をしていきたいと思っております。

[映像を再生]

こういうようなものをお見せしたところでございますけれども、これが政府広報の2年前、2018年に作られたものなのですが、実際にはここで出てきたものというのは実用化してあるものが沢山ありまして、電子決済とかそういうものも今は盛んにやられておりますし、ついこの間、市に届いた県のものなのですが、令和2年度ドローンを活用した物流実証実験というのが始まっておりまして、特に、中山間地域においてこういうことをやりたいということで、県が募集をしている状況です。このようにして、2年前のことが実現化されてきているということをお話ししております。

そこで、Society5.0というのは一体どういうことかと申し上げますと、人類が誕生して狩猟社会が始まって、紀元前13,000年ぐらいまでに農耕社会に移ってきて、そして、18世紀末に産業革命、工業社会、そして、20世紀後半にはインターネット、パソコンができて情報社会、そして、21世紀には超スマート社会とか、創造社会とか、Society5.0のことを言っておりますが、そこは余談なのですけれども。

実は、約13,000年前、山之口小学校の端っこにあります王子山遺跡の出土品から、大体13,000年前にはここに人が住んでいたであろうというふうに言われております。ですので、都城の歴史は相当古いと、人が住み始めているなと思えました。これはジオラマが作られているのですけれども、それを写真に撮ったものなのですけれども、このジオラマ自体は都城市が作ったのではなくて、国が作ってくれました。今これが実際に置いてあるところは、千葉県佐倉市の国立民俗博物館の人類誕生の間の一番に実は飾ってあるのです。都城市の王子山遺跡のジオラマを国が作らせてくれとあって、どうぞと、いいですよといったから写真だけは使っていいという許可を得ました。この時に、13,000年前の証拠としてわかる炭化した豆とか、そういうものが、実は都城が持っています。それを何とかくださいと、5個ぐらい差し上げました。というものが、去年、おととしくらいですか、完成して、今、国立民俗博物館に飾られています。その様に考えていくと、農耕社会から工業社会までに約15,000年かかっているのです。そして、工業社会から情報社会は約200年、今度はコンピュータの時代からSociety5.0までは一体どのくらいかというところ約20年、このスピード感がSocietyがそういうふうに分けていいのかというぐらい、急速に変わってきているという状況です。

中でも、よく引き合いに出されるのは通貨ですけれども、通貨の時代は終わろうとしています。通貨が始まったのは農耕時代から貝殻とか、色々なものの物品交換のために通貨というものが生まれたようなのですけれども、それも終わろうとしているのではないかとというようなことがよく言われています。

次にお見せしたいビデオが、下の方です、「20XX年にSociety5.0、デジタルで作る私たちの未来」という

のが、今年経団連が作ったビデオがあります。この経団連で作ったビデオをお見せしたいと思います。

〔映像を再生〕

ただいまの経団連のものでございましたけれども、もう次はこうなりますよという形で出てきたのですけれども、その中に、最後に出てきたのが Society5.0 とは、SDGs というのが出てきました。SDGs はご存のとおり、Sustainable Development Goals といって、持続可能な開発のための目標、17 の目標を 2015 年に国連が定めて、2030 年为目标値でございます。この 17 の目標の中で、4 番目が質の高い教育をみんなにとというのがありますが、それを中心にしながら、実は教育界でももう一つ踏み込んで ESD、Education for Sustainable Development という持続可能な開発のための教育というのが言われております。これにつきましては、新学習指導要領の中に色濃く背景として出されておまして、指導要領が今回初めて、まえがきが入ったのですけれども、今までそのようなものは一切なかったのですが、まえがきの中に、持続可能な社会に向けてという、そういうまえがきが入っているぐらいです。様々な学習をこういうふうにして結びつけていくのですけれども、それには考え方としてはグローバル、think globally、行動はローカリー、act locally、これが一つのキーワードになってくると思っています。

例えば、主体的で対話的で、ガイドラインがありますが、これにつきましては、持続可能な開発に関する価値観を求められているので、例えばこのところでは、社会や世界はどう思っているのか、それは価値があるのかとかいうようなところで、人間性の尊重とか、多様性の尊重とか、非排他性とか、色々なテーマの中から個人向けの課題を見つけます。そして、膨大なリソースの中から情報を集めてくるわけなのですが、それを体系的に思考力として持っておかないといけない。つまり、問題の原因の背景の理解とか、多面的かつ総合的な見方とか、代替案や批判力みたいなものが必要になってきて、膨大なリソースから必要なものを選べるようにする。そして最後には、都城市は 8 年目に入りましたけれども、コミュニティスクールというものを使って、地域との共同学習、コミュニケーション力、リーダーシップの力をつけていくという形で、学んだことの意義を実感できるような形にしていくというものについて、お話をしているところでございます。

実際に、先ほどご覧になっていただいた岩廣さんのものなのですけれども、実は、この方の曾祖父という方は、戦地で拘留されてしましまして、そのまま軍事裁判にかけられて、そして、その軍事裁判で何の申し開きもできないまま、それが一部書いてあるのですけれども、申し開きのないまま、結局死刑の宣告がされてしまう。その死刑を宣告されて、家族に書いた遺書というものが家族の手元に今あるというようなことをこの子が知って、では世界は今どうなのだろう。戦争は絶えていないということから、自分で沢山のことを調べられまして、最後にはこういうふうな、3 つの戦争について学んだことを人に伝えていくことが大切なのだとか、2 つめには、お互い認め合うことが大切なのだ。そのためには話し合いが必要ということや 3 つめには、今自分の命を大切にすることというふうな、学んだことの意義を実感できる形で作文にまとめ上げています。まさしくそういうことがこれから必要になってくる学びであろうと考えているところです。

続きまして、GIGA スクール構想についてです。ちょっと時間がなくなりましたが、この GIGA というのは、Global and Innovation Gateway for All の頭文字をとって GIGA なんだそうです。私はスピードのギガだと思っていたのです、ギガバイトの。これを国は何と言っているかということ、多様な子どもたちが誰一人とりのこされることなく、個別最適化された学びの実現と言っております。そういうふうな訳になるのかと、英語の先生に聞いたら、ならないと言っています。ならないけど、こじつけですね、多分、GIGA にしたいがために。

このキーワードは、個別最適化された学びということになりますけれども、個別最適化というのは、3 つのファクターしかないのだそうです。個別最適化するものは何かといたらこの 3 つしかないそうです。学習進度と学習方法と学習内容、これを個別にやっていくのだという話でございます。学習進度でございます

けれども、学習進度は、算数・数学のように対面系列がはっきりしたもの、こういうものは積み上げなので、今、スモール・ステップとかいってやっていますけれども、そのスモール・ステップがどこかでつまずきまずよ。つまずいた時に、AI教材が助けてくる、そういうようなことを考えています。

実際に今、都城市の小・中学校のパイロット学校、モデル校で、この画面にありますキュビナというものを使って、実証をさせてもらっているのですけれども、これは高いのですけれども、無償で借りています。このキュビナの売りが、学校授業の1年分の学習範囲をわずか32時間で終わらせています。つまり、つまずいてもどこに戻れば、正確にこの子は伸びるかどうかなどというのをビッグデータから追跡して、そこにちゃんと問題を引っばってきて出す。だから、最速で解けるようになるというのが売りなのですが、実際に、社長と会って話をしたら、そういう子もいます。みんながみんなできるわけではないというようなお話はされておりました。こういう時代なので、進度がそうやって個別化されていくということです。

次に、2番めの学習方法、これはアクセスの方法とか、今でもずっとやってきました。個別最適化自身が私たちがずっとやってきたつもりだったのですけれども、一人ひとりとなるとなかなか難しいものがあります。これはどういうことかと言いますと、例えば、障害の種類や程度に応じた教材、どうしても教科書の文字が見えにくい子につきましては、拡大教科書というのが今、これも無償ですけれども提供したりしております。それから、日本語を母国語としない児童生徒向けの教材というのは、これにつきましては、今、都城市内に50人程度いるそうです。二組、兄弟を合せると、全く日本語がわからないお子さんたちがいらっしやいますので、そこには通訳をつけるような状況なのですけれども、これに対しても2018年にできました障害者差別解消法によって、学校には合理的配慮の代替手段を検討する義務があると押さえられてしまったので、どうしてもそういうことをやらなければならなくなっている状況です。

ところが、先ほど言ったような文字の大きさ、行間、書体とか、そういうものを変えるのはコンピュータは得意中の得意です。それから、機械の音声読み上げもあります。そして、翻訳機能も今、同時通訳しますので、そういうものがあって、こういうことを学べる学習方法として個別最適化するということを行っています。

3つめです。先ほど出したものと全く同じものです。学習内容において、主体的・対話的な深い学びをするためには、グループ何人かに一台のパソコンではやってられないのです。一人ひとりが持って、自分はどうなことができるようになったかという、最後にスタディーログとか、ポートフォリオとかというのが、コンピュータといいますか、実際にはクラウドになるのですけれども、そこに残されていって、ずっとそれが残されていって、高校入試のとき、学校から提出する文書の中に入ったり、そういうような形になってくるらしいです。将来は、願書と一緒にスタディーログを出してくださいみたいな、そうやって選んでいくようになってくると、選別されていくようになってくるという話も聞いております。

このようなことにするためには、一人一台の状況にもっていかないといけないというので、一人一台のコンピュータを実現しようということです。これが実は、一人一台のコンピュータ、一台4.5万円を補助しますと国は言っていて、令和5年度までにと言っていたのですが、コロナの影響で、令和3年度に前倒しになっています。今、試算しているところなのですが、一人一台のコンピュータを買うとなると、都城に約8億円ぐらいかかると。国庫補助が出ます。それが約4億円ぐらいになるのではないかと。都城市の一般財源として、約4億円、これで一人一台のコンピュータを揃えるという形になります。

次に、高速通信ネットワークがないと、これらが使えないわけですので、高速通信ネットワークを何とかしましょうというので、実はこれは6月議会で通りまして、約3.3億円かかっています。国庫補助が1.7億円いただけるので、うちとしては1.6億円出して高速通信ネットワークを整備しようと、全部、無線でございませう。無線LANです。今、工事に入っている学校が沢山ありまして、こういうような状況で、今年度中には高速通信ネットワークは作り上げます。一人一台のコンピュータにつきましては、今度の9月議会に上

げますので、それを待ってトータルがわかるということです。

実際に今、やってもらっている学校が何校かあるとお話しました。大体、こんな形になります。(写真提示)教科書あり、ノートあり、鉛筆あり、資料集あり、そして、パソコンもある。タブレットですけれども、そういうような状況です。それを国がマスト・アイテムと言っています。つまり、鉛筆や消しゴムと同じような形のアイテムになりますよとなります。ただ、ずっと使っていればいいかという、そうではなくて、やはり辞書でちゃんと引いて、調べないといけないことは辞書でちゃんと調べるのです。そのときはいらないので、横に置いておりますけれども、私は必要ないときには机の中にしまって、電源つけっぱなしで、そういうような使い方がいいのではないかと考えています。

このGIGAスクール構想につきまして、最後ですけれども、私自身も調べさせてもらって、沢山のことを学んでいたのですが、国は結局何と言っているかという、一律の課題や同じペースで学ばせていた今までの同じ土俵に一回乗っけてから、はいどうぞ次にといていた、それは公正な学びではないと言いつつ切っています。色々なものを読むと、読めば読むほど言い切っていますので、これは大変なことになったなと思っています。

それから、整備が進むICT環境は、申し訳ないけれども、先生のための指導の効率化の道具ではない。子どもたちがいかに学びを作っていくかの道具にしてくださいということになります。そして、全ての子どもたちの多様な学びを支える学習環境として使ってほしいということで、全ての子どもたちというのは、学校に行けない子も含まれていますので、一人一台のコンピュータは家に持って帰ってもいいというふうにしたと考えています。このような形で今、教育長スクールミーティングを色々やってきたところでございます。

ありがとうございました。

これまでについて、何かご質問等あれば。

○中原委員

非常にいいお話だと思います。教育長が22校も行かれたということで、本当に、その現場の先生たちとお話をされて、本当に素晴らしいことだと思います。

◎教育長

ありがとうございます。

よろしかったでしょうか。

○赤松委員

先ほど、三角さんから、各学校の先生方のけっこうぶ厚い感想文をいただきました。返却は今日中というお話だったのですが、ちょっとお願いがあります。休憩時間で全部読むことができませんので、外に出すことはいたしませんので、持ち帰らせていただくとありがたいのですが。

◎教育長

ありがとうございます。うれしい限りです。

私も全部、読ませていただきましたけれども、辛辣な不安を隠さない先生方も沢山いらっしゃいましたし、それはそれで対応ができてよかったかなと思っています。

何かよろしかったでしょうか。

それでは、生徒指導の状況報告について、今からお話をしたいと思います。

まず、非行等でございますけれども、中学校1件だけだったのでございますけれども、これも非常に生徒間暴力として、ケンカみたいな形で、相方が誤ってもう終わっているという状況でございます。2年生のお子さん方、2年生と1年生の関係でございました。

それから、不登校ですけれども、小学校が42名、中学校116名というところでございます。新規の不登校者数をそこに出していますけれども、今のところ休み明けだったりとか、色々ありまして、休業明けとか

色々ありまして、さほど伸びていないのですけれども、実は、8月、今月から9月がどうなるのかが非常に心配なところですよ。ですので、前回の教育委員会でも申しましたけれども、このことについては校長会で、今が勝負だと、校長先生方に発破をかけてみました。新規が生まれない形にさせていただきたいと思っております。

交通事故でございます。小学校1件、中学校3件でございます。中学校につきましては、自動車と自転車の接触で、中学生はヘルメットを被っていますので大丈夫な状況でございました。中学校の中では、1件、接触をしたのですけれども、運転手が「大丈夫」と聞いて、「大丈夫」と本人が答えたのです。そしたら、走り去っていったと。そのことを後で学校が知って、現場検証を行っているということで、一応、ひき逃げの形と警察は立件したいと言っているのですけれども、まだつかまっています。あとは軽微なものでございました。

いじめでございます。いじめにつきましては、小学校120件が新たに認知されました。中学校17件です。うち、解決されたのが小学校34件、中学校1件でございます。まだまだ数が残っておりますので、今後、注視していきたいと思いますが、その中で、継続しているものにつきまして、ご紹介したいと思います。

5年生女兒なのですけれども、前、リコーダー紛失したという話がありました。このリコーダー紛失以前に、実は、シャープペンシルがなくなっていたという話もしたと思います。そのシャープペンシルにつきましては、加害者の児童がわかりまして、指導が入ったということでございます。また、リコーダーについても、親御さんも心配されておりますので、継続して注視していくということでございました。

それから、これは小学5年生の女の子でございます。数多くの男の子からいじめられてしまったということで、1回報告をしたときには保健室登校というところで終わっていたと思います。ですが、保健室登校からなかなか抜け出すことができず、2学期になりまして、今、教務主任の先生のいらっしゃる理科室のところでの対応となっております。母親はこの2週間がとても心配であるというようなことで、これも心配なことでございます。

ここまでで何かご質問等ありましたら、お願いします。

## 10 議 事

### 【報告第62号、報告第63号】

#### ◎教育長

では、引き続きまして、議事に入りたいと思います。

本日の付議事件は、報告9件、議案8件でございます。

では、報告第62号、63号を高城地域振興課長からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

#### ●高城地域振興課長

高城総合支所地域振興課の園田と岩崎です。よろしくお願いたします。

それでは、報告第62号 都城市幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する事務について、ご説明いたします。

初めに、要綱の一部改正の理由について、説明いたします。

現在、高城地区の3公立幼稚園では、土曜日の預かり保育を第一、第三、第五で実施しており、第二、第四は閉園しています。しかし、このことが要綱に記載されていないことがわかったため、改正することにしたものです。併せて、それ以外の申請書等の様式についても整備を行うことにいたしました。

それでは、預かり保育実施要綱の一部を改正する告示の新旧対照表をご覧ください。

改正前の第3条 保育時間では、預かり保育の時間は、通常の保育時間終了後、午後6時までとし、休園

等については、都城市立幼稚園管理規則の規定に準ずるものとする。ただし、夏季及び冬季休業等については、保護者の要望に応じて改正すべきものとする。土曜日についての記載がありませんでした。それを改正後の第3条第1号で、幼稚園の休日以外の日を保育時間終了後から午後6時まで、第2号の幼稚園の休日のアに、第一、第三、第五土曜日の実施を明記し、イに、これまでどおりの夏季休業日や冬季休業日等の取り扱いを定めました。

次に、改正前の第5条 対象園を、改正後の第4条に繰り上げ、改正前の第4条 申し込みを、改正後の第5条とし、預かり保育申込書の様式を定めました。改正後の第6条 利用許可は新たに加えた文言です。利用の可否を決定することと幼稚園預かり保育利用決定通知書の様式、そして、保護者に通知を行う旨を定めました。

以上が、幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正です。

続きまして、報告第63号 都城市高城郷土資料館の臨時休館についてご説明いたします。

高城郷土資料館収蔵品のガス燻蒸業務の実施をするにあたり、都城市高城郷土資料館条例第6号の規定により、高城郷土資料館の休館日の変更について、承認を求めます。

収蔵品のガス燻蒸業務は、害虫駆除、防除を目的に、毎年1回実施しており、準備期間を含めて3日間を要します。本年度は10月12日、月曜日の休館日から翌々日の14日、水曜日まで予定しています。そのため13日、火曜日、14日、水曜日について、臨時休館とするものです。

以上で、報告第62号及び63号についての説明を終わります。ご審議の上、よろしく願います。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第62号、63号でご質問等ありましたら、よろしく願います。

それでは、報告第62号、63号を承認いたします。どうぞよろしく願います。

●高城地域振興課長

どうもありがとうございました。

**【議案第21号、議案第22号】**

◎教育長

続きまして、議案第21号及び第22号を山田地域振興課長から説明いただきます。

その後ですけれども、議案第23号、24号、25号、26号及び第27号をスポーツ振興課長から説明をいただきますが、かぶっている部分がございますので、お二人同席していただきました。ではよろしく願います。

●山田地域振興課長

それでは、よろしく願います。山田地域振興課のほうで説明をさせていただきたいと思います。

それでは、議案第21号 都城市山田町公の施設条例等の一部を改正する条例及び議案第22号 都城市行政組織規則等の事務を改正する条例については、関連がございますので、一緒に説明させていただきます。

まず、議案第21号 都城市山田町公の施設条例等の一部を改正する条例について、説明いたします。

都城市山田町公の施設条例は、都城市山田体育館、都城市山田木之川内体育センター及び都城市山田農業者トレーニングセンターの3つの体育館や都城市山田温泉交流センターと山田町にある目的の異なる7つの施設を包括しています。このように、都城市内にある公の施設のうち、山田町にある公の施設のみがひと括りに制定されており、ほかの施設との条例の作り方が異なっている状況でございます。以前から、法制担当からも指摘があったと伺っております。

そこで、昨年、山田総合センターがリニューアルされるのを機に、関係各課と協議をしまして、当時、9つの施設を包括していましたが都城市山田町公の施設条例を年次的に見直すこととなったものです。今回、3つの体育館のうち、山田体育館を都城市都市公園以外の公園に関する条例に、山田木之川内体育センター及び山田農業者トレーニングセンターを都城市地区体育館条例にそれぞれ移管するため、関係条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容ですが、(1) 都城市山田町公の施設条例の一部改正についてです。都城市山田町公の施設条例から都城市山田体育館、都城市山田木之川内体育センター及び都城市山田農業者トレーニングセンターに関する規程を削除するものでございます。

(2) としまして、都城市地区体育館条例の一部改正についてです。かねてから利用者から要望のあった都城市山田農業者トレーニングセンターの名称を新たに都城市山田谷頭トレーニングセンターとし、都城市地区体育館条例に同センター及び都城市山田木之川内体育センターを追加し、あわせて都城市山田谷頭トレーニングセンター附属施設の使用料を追加するものです。下の都城市山田谷頭トレーニングセンター附属施設の使用料の表をご覧ください。現行は、和室 30.25 平方メートルの室利用 400 円、冷暖房設備の設定なし、会議室 44 平方メートルの室利用 400 円、多目的室 132 平方メートルの室利用及び照明設備の設定なしでございます。この料金体系は、平成 20 年に改定後、現在まで見直しがされておらず、今回の条例改正にあわせて、見直し及び設定を行うもので、和室の室利用 200 円、冷暖房設備 100 円、会議室の室利用 200 円、この使用料は参考 1 にありますように、平成 21 年 1 月 16 日付の都城市使用料等審議会の答申をもとに、見直し及び設定を行いました。これまで設定がなかった多目的室は、参考 2 にありますように、利用体系が類似しております都城運動公園弓道場多目的室を参考に設定したところでございます。

(3) 都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正についてです。都城市都市公園以外の公園に関する条例に、都城市山田体育館を追加するものでございます。

次に、今後のスケジュールですが、本日の定例教育委員会を經まして、9月に部長会議、10月に庁議、法規審議会、使用料等審議会の後、12月議会に提案し、令和3年4月1日から施行予定でございます。

続きまして、議案第 22 号 都城市行政組織規則等の一部改正について、説明いたします。

改正の目的でございますが、都城市山田町公の施設条例等の改正に伴い、関係規則の改正をするものでございます。改正の主な内容ですが、(1) としまして、まず、都城市行政組織規則の一部改正につきましては、山田農業者トレーニングセンターの名称を山田谷頭トレーニングセンターに改正するものでございます。

(2) 都城市山田体育施設利用料の免除手続の特例に関する規則の一部改正についてでございますが、この規則は、市内に住所を有する 65 歳以上のグループが、都城市の体育施設を利用する場合の使用料の免除の手続きについて、必要な事項を定めたもので、今回、山田管内にある 3 つの体育館を都城市地区体育館条例及び都城市都市公園以外の公園に関する条例に、それぞれ追加するため、都城市山田町公の施設条例に関する規程を削除するものでございます。

最後にスケジュールですが、本日の定例教育委員会を經まして、9月に部長会議、10月に庁議、法規審議会後、令和3年4月からの施行予定でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎教育長

ありがとうございます。

では、ご説明のありました議案第 21 号及び第 22 号につきまして、質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。



勉強不足でちょっとわからないのでお聞きします。

山田体育館を都城市の公園以外の公園に関する条例を入れて、山田谷頭トレーニングセンター、山田木之川内体育センターを地区体育館条例に入れた理由を教えてください。それぞれを分けた理由です。

●山田地域振興課長

山田谷頭トレーニングセンターと山田木之川内体育センターにつきましては、地区体育館というふうな位置づけでございますが、山田体育館につきましては、拠点施設ということで、ほかの高崎の体育館とか、山之口の体育館と同等の扱いということで、地区体育館条例のほうに入れられないのですので、本来ならば、山田運動公園という都市計画区域内にある公園があるのですけれども、こちらのほうの都市公園の条例に本来ならば入れられるのですが、その体育館の敷地だけが都市計画区域から外れておりまして、都市公園以外の公園の条例に入れるしかなかったということでございます。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。これはちょっと確認なのですが、消費税の件ですが、利用料金について、今見ると、消費税等が含まれているという認識だったのですが、5%という表記があるのですが。

●山田地域振興課長

当時の設定時は5%ということでしたので、今の消費税を読みかえて大丈夫です。

○中原委員

わかりました。ありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第21号及び第22号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●山田地域振興課長

どうもありがとうございました。

#### 【議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号】

◎教育長

それでは引き続きでございます。議案第23号、24号、25号、26号及び第27号をスポーツ振興課長から説明をお伺いします。よろしくお願ひします。

●スポーツ振興課長

議案第23号 都城市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、条例改正により規則改正も伴いますので、議案第25号及び議案第26号につきましても、同時にご説明いたします。

内容につきましては、令和8年予定の、これは1年延びるかもしれませんが、宮崎国民スポーツ大会の開催に向けて、都城運動公園のソフトテニス競技場の整備工事を令和3年度から着手をいたします。それに伴い、令和3年4月から体育館、弓道場、洋弓場、武道館向きの施設を閉鎖することから、都城市都市公園条例別表のうち閉鎖対象の施設の利用料金に係る施設項目を削除する条例改正を行うものです。削除す

る項目は、別表第1の1中の(2)体育館、(5)弓道場、(6)洋弓場、(8)武道館となっております。

次に、この条例の一部改正に伴い、2つの規則の一部改正が生じます。1つめは、議案第25号をご覧ください。前半の部分になりますけれども、都城市事務委任規則の別表中にあります都城運動公園体育館、都城運動公園弓道場、都城運動公園洋弓場及び都城運動公園武道館を削除することになります。2つめは、議案第26号をご覧ください。都城教育委員会の組織及び事務文書等に関する規則の別表第5中にあります都城運動公園体育館、都城運動公園弓道場、都城運動公園洋弓場及び都城運動公園武道館を削除いたします。

以上で、都城運動公園閉鎖施設に関する条例の一部改正及び規則の一部改正の説明を終わります。

次に、議案第24号 都城市地区体育館条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましても、先ほど同様に条例改正により規則改正が伴いますので、同じく議案第25号より議案第26号もあわせて、ご説明いたします。

内容につきましては、都城市上長飯一万城地区体育館の老朽化に伴い、新たに都城東公園内に妻ヶ丘地区の体育館を施設し、令和3年10月1日に供用開始の予定でございます。このたび、移転新築工事をきっかけに、都城市上長飯一万城地区体育館から妻ヶ丘地区体育館へ名称及び位置変更について、条例改正の提案を行うものでございます。変更する項目は、都城市地区体育館条例第2条中の名称、都城市上長飯一万城地区体育館、位置都城市上長飯町67号3番地1を、名称を都城市妻ヶ丘地区体育館、位置につきましては、都城市一万城14号1番地1へ変更するものでございます。

次に、この条例の一部改正に伴い、規則の一部改正について、ご説明申し上げます。再び議案第25号をご覧ください。先ほどと同じ都城市事務委任規則の別表中にあります都城市上長飯一万城地区体育館を都城市妻ヶ丘地区体育館に変更いたします。次に、議案第26号をご覧ください。都城市教育委員会の組織及び事務文書等に関する規則の別表第5中にあります都城市上長飯一万城地区体育館を都城市妻ヶ丘地区体育館に変更いたします。

以上で、都城市上長飯一万城地区体育館の名称変更に関する条例の一部改正及び規則一部改正の説明を終わります。

最後に、議案第27号 議決事項の変更について、ご説明申し上げます。

先ほどの議案第24号でご説明いたしました都城市上長飯一万城地区体育館の指定管理者につきましては、議会の議決を得て、非公募により妻ヶ丘地区体育協会と協定を結んでおり、指定期間は平成30年度から令和2年度、令和3年3月までの3年間となっております。本来でありましたら、令和3年4月から施設が閉鎖される令和3年9月末までの6ヶ月間の指定管理を再選定するところですが、6ヶ月間の指定期間となり、長期的な視点での計画とならないことから、現在の指定管理者妻ヶ丘地区体育協会との指定管理期間を6ヶ月間延長することの議会の議決を求めるものでございます。

なお、新体育館の指定管理者につきましては、令和3年10月から新たに締結し、指定管理期間は令和3年10月から令和7年度、令和8年3月まででございますが、4年6ヶ月となる予定でございます。スケジュールにつきましては、この後、部長会議9月17日、庁議10月6日、それを経まして12月議会に提案する予定でございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第23号から26号及び27号につきまして、ご質問等ありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

○濱田委員

議案第24号で、妻ヶ丘地区体育館と新たに名称変更されるということですが、その前の名前上長飯一万

城地区体育館という名前は、その地区の方々から反対というような意見はなかったのでしょうか。

●スポーツ振興課長

この体育館を作るにあたりまして、住民説明会は3回行いました。その際には、この体育館の名称にしてほしいという要望がありまして、また、公民館長会議もご説明をしていく中で、妻ヶ丘地区体育館にしてほしいという総意がありましたので、ここの指定管理を請け負っている妻ヶ丘地区体育協会も妻ヶ丘地区体育館に変えてほしいというご要望しかありませんでしたので、ちなみに反対はないというところです。

○濱田委員

ありがとうございます。

もう1件、27号、指定管理者の指定期間の変更について、妻ヶ丘地区体育協会が指定管理を半年間延ばすということをおKしてもらえたわけだと思うのですが、条件の変更とかはございましたか。

●スポーツ振興課長

妻ヶ丘地区体育協会のモニタリングとかする中で、体育館が新しくできるまで可能かどうかという確認をしております。条件につきましては、金額は特に変更は行わずに、1年間お支払いする半年分になりますけれども、それで締結するように進めているところです。

○濱田委員

急な話でもなかったのかもしれないけど、体育協会としては条件を出されるのかなと思っておりました。

●スポーツ振興課長

こういうふうにしてほしいという要望とかありませんでした。

○濱田委員

ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

それでは、議案第23号、第24号、第25号、第26号及び第27号を承認いたします。ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひします。

●スポーツ振興課長

ありがとうございました。

**【報告第58号、報告第59号】**

◎教育長

それでは、報告第58号及び59号を文化財課長からお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

●文化財課長

こんにちは。文化財課桑畑でございます。

まず、報告第58号 令和2年度大島畠田遺跡を楽しむ夕べ、開催要綱の制定について、でございます。

大島畠田遺跡は、平安時代の超有力者の邸宅跡の全体像がわかる貴重な遺跡として、平成14年に国指定遺跡となりました。その後、歴史公園として整備され、平成29年度から供用開始されているところでございます。

このイベントは昨年度第1回を開催しておりまして、今年は第2回ということになります。開催要綱のほうをご覧ください。開催の目的は、国指定遺跡大島畠田遺跡について、地域の子どもたちに興味と理解を深めてもらうとともに、歴史を身近に感じてもらうために開催をするものでございます。開催日時は、令和2年

10月3日、土曜日の17時30分から19時30分の時間帯です。

この遺跡は平安時代の遺跡でございますので、平安時代には、中秋の名月、観月会というのをやっていたということがありますので、それにちなみまして、この催しをこの時期にあわせて開催いたします。内容としましては、裏面のほうに写真等が貼ってありますが、史跡の見学と出土品の見学、それから、火起こしと墨書土器作りをやっております。火起こしはこちらに実物を持ってきておりますが、こういった板に鉄板を挟んだものと固い石、チャートという石材をこすって、火花が散りまして、その火花が下の火種に燃え移って火が起こるといふ仕組みになっています。墨書土器には、これは昨年度作ったものですが、既に土器を作っております、それに子供達に自分の顔を描いたりして、まじないで当時使っていたみたいなのですけれども、祈りを込めて自分の名前を書いたり、顔を描いたりしてくださいねとしております。こういった土器づくりというのが、平安時代に行われておりましたので、これを体験する予定でございます。

募集対象は、市内の小・中学生全員で30名です。昨年度は公園周辺の自治公民館長さんから対象地域を金田地区に限定してやってほしいといったことだったのですけれども、各方面からご意見いただいたり、ご要望がありましたので、募集対象を今回市内全域に広げております。

なお、開催に際しましては、最後のほうに感染症対策として記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、発熱等の参加者については参加見合わせを求め、参加者の班分けを行って、密集を避け、道具の消毒等も行って取り組むことといたします。

では、続きまして、報告第59号 令和2年度歴史シンポジウム「掘る、活かす、つなぐ。～発掘調査と活用の最前線～」開催要綱の制定についてでございます。これも開催要綱をご覧ください。

開催の趣旨ですけれども、多くの市民に地域の歴史を身近に感じてもらい、文化財への興味や理解を深めてもらうために、遺跡にスポットを当てて、地域の中での文化財のあり方を考える機会とするものでございます。開催日時は、令和3年1月24日、日曜日、13時から15時30分まででございます。会場は、ウェルネス交流プラザ2階のムジカホールです。当日の流れですが、最初に都城市会における遺跡の発掘調査やその成果の活用の様子を5分程度のVTRで紹介します。その後、鹿児島県立埋蔵文化財センターの署長の前迫亮一さんに講演をしていただきます。鹿児島県では、最近、鹿児島城の御楼門の発掘調査を行った後に、その門の復元をして、観光振興につなげるという試みをされています。前迫所長にはそういった事例などを交えて、遺跡の発掘調査と活用に関してお話しいただく予定です。後半は、前迫所長に加えて、都城市で発掘調査とその成果の保存活用に関わっている学芸員も登壇して、パーソナリティーはラジオパーソナリティーの平山淳子さんにコーディネーターをお願いしまして、埋蔵文化財を何故調査するのか、調査成果が現在の私たちに何をもたらすのかなど、文化財調査の重要性についてシンポジウム形式で紹介して、地域の中での文化財のあり方を考えるというものでございます。当日は、会場前のロビーで遺跡出土品の実物展示も行います。

それから、これもですけれども、一番最後のほうになりますが、新型コロナウイルス感染症対策のために受付時の体温検査、手指の消毒、会場の席割りは間隔を開けるなど、対策を講じて取り組むようにいたします。

以上、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

◎教育長

ご説明ありがとうございました。

報告第58号及び第59号につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

まず、遺跡を楽しむタベにつきまして、そこで、県民の方々だけの対象ということで、今年度は市内で開

催ということで本当にありがたいなと思います。ありがとうございます。

一つ気になりましたのは、先ほど中秋の名月ということとかありまして、観月会にあわせてという形だったので、この時間帯になるのかなと思ったのですが、小・中学生の夕食の時間帯にかかっていますので、例えば、運動会とか、そういう行事の関係もあって夕方なのかなと思ったのですが、この時間帯はどうかかなということを感じました。

19時20分で大型建物を出ますということなのですが、10月ですので、暗くなっていますので、どういう形にされるのかなということ、この2点を遺跡を楽しむ夕べについては感じたところです。ご説明お願いします。

それからもう一つは、次の歴史シンポジウムのことですが、一つはシンポジウムという形ですので、コーディネーターが平山さん、シンポジウムでコーディネートということなのかなと一つ疑問が残って、司会の方なのかなと思ったところなのです。

その次は、感染症対策として、ムジカホールで定員の50%以下に40名ということで、募集をかけるということなのですが、現在はムジカホールはそういうふうな条件を書いておりますけれども、来年の1月24日ということですので、情勢にあわせて、また変更があるのかなと思ったところです。細かいこと4点をよろしく願いいたします。

●文化財課長

それでは、お答えさせていただきます。

記憶が新しいものから一つずつ。一応、開催に関しましては、市長のほうにもお伺いを立てまして、コロナの感染状況次第によっては中止もありとし、その際は再検討する必要があると考えているところでございます。

次が、コーディネーターという表現をさせていただいておりますけれど、平山さんが一般市民の目線で色々なことを考えていらっしゃると思いますので、打ち合わせをしながら、講演者の方と事務局のほうとその間を取り持つような感じで、一般市民に分かりやすくコーディネートしていただくというような意味合いで、こういう表現を使わせていただきました。実際は司会をしていただくのですが、一般の聴衆の方にわかりやすく話の流れを持っていくというか、そういうような方向で考えておまして、このような表現を使っております。

あとは、大島畠田遺跡を楽しむ夕べについての時間帯、17時30分はまだ明るい状況で、昨年度は教育長にも参加していただきましたけれども、18時過ぎぐらいまではまだ明るいような感じでございました。18時半前ぐらいですか、大分薄暗くなってくるような感じでして、安全面としては、保護者の方にお迎えに来ていただくとか、あるいは、昨年度は保護者の方に周りを取り巻いて見ていただくという対応をさせていただきました。

終了時間の19時30分が妥当かどうかということですが、そういう形で19時30分までして、迎えに来ていただいて、帰っていただくということにしております。

●岡村委員

やはり、観月というのは欠かせないですね。

○文化財課長

そうですね。天気は昨年度はよくて、火打ち石と火打ち金で起こした火を灯明皿にともして、それが、ぼやっとした柔らかいほのかな明かりで、その向こう側にお月様が出ているという感じでして、非常にいい雰囲気でした。

○岡村委員

保護者の方の参加といたしますか、お迎えとか、安全面とかですね、考えていただいて、子どもたちの印象

に残る夕べにできればいいと思います。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにはございませんか。

○濱田委員

屋台は出るのですか。

●文化財課長

屋台は出ません。

○濱田委員

お腹がすくかもしれませんので。

○赤松委員

食べてから参加されるでしょうね。早めに食べてから参加するような形になるでしょうね。

◎教育長

そうですね、去年の状況は、お子さんたちは皆さん食べてきていらっしゃったようです。そして、子どもだけ置いて帰っていかれた方というのは、ほぼいなかったような気がします。だから、親御さんたちが遠巻きに見ている中でやっているのですけれども、逆に言うと、お子さんだけ残して帰られた方は把握していないと大変だと思います。ですから、いらっしゃいますかというように、受付の時にきちんと把握をさせていただきたいなと思います。そうすると、この子の親は今いないのだということで、対応していただければいいかなと。ほぼほぼいらっしゃったみたいですが。

●文化財課長

大体、取り巻いて見ていただきました。どんなことをするのだろうかという感じで。

○岡村委員

昨年度は近隣の子どもたちもいいという。

●文化財課長

岡村委員からのご指摘のように、昨年ご説明させていただいた時は、当初、金田地区に限って募集をかけました。結果、集まらなくて、1週間前にホームページ等で市内全域に対象を拡大して、結果38名ということで、開催ができた次第でございます。

◎教育長

ほかにごございませんでしょうか。

それでは、報告第58号及び59号を承認いたしますので、どうかよろしく願います。

●文化財課長

ありがとうございました。

### 【報告第61号】

◎教育長

それでは報告第61号を都城島津邸館長から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

●都城島津邸館長

都城島津邸の山下でございます。それでは、「報告第61号 都城島津邸歴史講座の開催について」をご説明いたします。お配りしております「令和2年度都城島津邸歴史講座企画概要」をご覧ください。

都城島津邸では、例年、都城市及び近隣市町村在住の方を対象とした歴史講座を開催しております。昨年度は、都城及び南九州の歴史と文化をテーマに受講生が郷土を学ぶきっかけとしていただくことを目的に、

入門講座として実施いたしました。講師は都城島津邸の学芸員に加え、文化財課と美術館の学芸員にもお願いし、多様な観点からの講座を開催したところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しまして、回数を減らし、都城島津邸の学芸員を講師に実施することにいたしました。今年度のテーマは「発見、南九州の歴史と文化」とし、地域の歴史についてより深く学ぶことを目的に、全5回の連続講座の形で開催いたします。日程は、資料にお示ししたとおりで、10月から2月までの連続5回講座、原則として、毎月第4土曜日の14時から16時に開催いたします。開催場所は座学形式については、都城島津伝承館2階の交流室を予定しております。最終回の第5回目は、講座で取り上げた史跡を中心に、バスを利用して、実際に見学する予定で、この日だけが9時半から15時半を予定しております。開催内容についても資料に示したとおりで、企画展や特別展といった展覧会に関連するもの、都城地域の歴史に関するものを予定しております。定員は10名で、全講座に参加できる方を対象といたします。

今回は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、一つの机に一人と、間隔を開けて座ってもらうことから、大幅に定員数を減らしているところでございます。また、講座ごとに参加者のマスク着用、体温測定、手指の消毒と感染対策の徹底に努めていきます。募集については、暮らしの情報9月15日号及びホームページ等で告知して、9月24日、木曜日から電話による受付を開始します。定員に達し次第、締切といたします。参加料については、座学の講座4回分が1,000円、史跡めぐりは実施時に昼食代、保険代として別途参加料を徴収することとしております。

これまでの歴史講座の参加者数については、資料にお示ししたとおりでございます。昨年度は7回の延べ人数が110名で、例年1回あたりの参加者数は25名前後となっております。なお、新型コロナウイルス感染症の状況次第では、市の規定に応じて講座を中止することもあり得ます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

◎教育長

ご説明ありがとうございました。

報告第61号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

それでは、報告第61号につきまして、承認いたします。よろしく願いいたします。

●都城島津邸館長

ありがとうございました。

## 【報告第60号】

◎教育長

それでは、報告第60号を美術館長にご説明お願いします。よろしく願いします。

●美術館長

美術館でございます。

それでは、報告第60号 収蔵作品展「描かれた自然文化遺産への旅」の開催要綱の制定について、ご説明させていただきます。

美術館では、今年度の秋に、国民文化祭の分野別フェスティバル事業として、特別展「グッドデザイン展」を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民文化祭が来年度に延期になったため、特別展を中止することとなりました。そこで、その代替企画として、収蔵作品展を計画したところでございます。

この展覧会では、収蔵作品の中から自然文化遺産にスポットを当て、都城ゆかりの画家が描いた作品を中

心に展示する予定でございます。絵画に描かれた自然文化遺産の作品を深く味わっていただき、先人が残し伝えてきた大切な遺産について、考えていただく機会になればと考えております。会期は、10月10日、土曜日から11月23日、月曜日、勤労感謝の日までを予定しております。観覧料につきましては、収蔵作品展でございますので、無料でございます。出品点数は54点を予定しております。

裏面のほうをご覧ください。そこに示しておりますとおり、天然記念物や有形文化財のように9つのセクションに分けて、作品を紹介いたします。作品を見ながら旅をしているような雰囲気が味わえるようにしたいと考えております。

それでは、具体的に写真を見ていただきながら、展示内容のご説明をいたします。

まず、1階の第一展示室の南側には、地質現象であります天然記念物を描いた作品、大野重幸の『甌穴』、その写真に示してありますように、通称、鬼の洗濯板と呼ばれる波状岩が描かれた出水勝利の『潮風の釣仲間』を展示いたします。同じ部屋の北側には、大地の遺産＝ジオパークとして、霧島の山々や桜島を描いた作品の展示をいたします。写真は、霧島連峰が描かれた塩水流功の『早くおいで』でございます。

次の第二展示室の南側の部屋には、世界遺産であります富士山を描いた作品を展示します。写真は、山内多門の『富士山』、『富嶽展望』、江夏英璋の『蓮菜朝陽』でございます。

次のページをご覧ください。第二展示室の北側の部屋には、天然記念物の動物と民俗芸能が描かれた作品を展示いたします。写真は、花房芳秋の『軍鶏』、野口徳次の『岬馬母子』、そして、岐阜県本巣市の根尾谷淡墨桜を描いた『縄文桜』でございます。下段の方は、串間市の火祭りであります柱松行事を描いた石川翠村の『都井岬火祭』と野口徳次の『田の神舞』でございます。

続いて、2階の第三展示室の北側には、無形文化財と有形文化財を描いた作品を展示いたします。写真は、奈良市興福寺を描いた中澤弘光の『風景』、大分県の富貴寺を描いた刀坂守信の『富貴寺』、福岡県朝倉市の菱野の三連水車が描かれた大野重幸の『菱野』と熊本県山都町にある通潤橋を描いた同じく大野重幸の『通潤橋』でございます。そのほか、はにわや石仏などの作品の展示をいたします。

最後の第三展示室北側の部屋には、ヨーロッパの自然文化遺産を描いた作品を展示いたします。世界遺産に登録されている建造物や町並みが描かれた作品が中心となっております。写真は、スペイン中央に位置する世界遺産古都トレドを描いた山田藤男の『トレド展望』でございます。そして、終わりにといたしまして、写真の坂口伊佐男の『盆地の山河』を展示いたしまして、都城盆地にも沢山の自然文化遺産があることを伝え、ぜひ、その場所を訪れてほしいことと、後世に伝えていかねばならないことを解説したいと考えています。

以上で、開催要綱と展示内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ◎教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第60号につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

代替の作品展示ということですが、本当に素晴らしいものがあるのだなど、つくづく思いました。美術館に所蔵されている絵画だけでも、素晴らしいものがあるなと思いました。ぜひよろしくお願いいたします。

承認いたします。

#### ●美術館長

ありがとうございました。

#### ◎教育長

では、ここから休憩をしたいと思います。いつも10分と言いながら、10分前に始まってしまいます。



**【報告第57号】**

◎教育長

休憩前に引き続きまして、報告第57号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

生涯学習課の加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第57号 臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、都城市放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について、ご説明いたします。

沖水地区に開設しています放課後子ども教室は、沖水地区公民館で開催し、現在35名の児童の参加があります。スタッフはコーディネーターとして男性1名、教育活動サポーターとして男性2名、女性2名の計5名で運営していましたが、コーディネーターから7月31日付で退職したいとの申し出がありましたので、残りのスタッフ4名の意見も参考にして協議した結果、お手元の資料にあります榎木京美さんを今回放課後子ども教室コーディネーターとして委嘱することになったものです。榎木様は、現在、沖水地区の放課後子ども教室の教育サポーターとして委嘱している方で、スタッフ歴3年目で、現場の状況も熟知され、年齢46歳で、スタッフの若返りを図る点からもコーディネーターへの職種変更をお願いしたところ、お引き受けいただいたところです。今回、令和2年8月3日付で委嘱し、任期は令和2年8月3日から令和3年3月31日までとなります。

また、今回の委嘱により、教育サポーターが4名から3名に減りましたので、新たに1名必要となりますが、現在、放課後子ども教室を利用されている保護者に声かけをするなどして、できるだけ沖水地区内でお引き受けいただける方を探してまいりたいと考えています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ご説明ありがとうございました。

報告第57号につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、報告第57号を承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

ありがとうございました。

**【報告第56号】**

◎教育長

続きまして、報告第56号を学校教育課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●学校教育課長

それでは、学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。

報告第56号 臨時代理した事務の報告と承認について、令和2年度都城市少年補導員の委嘱、追加についてでございます。令和2年度都城市少年補導員について、2名の変更及び12名の追加があり、別紙のとおり委嘱いたしました。令和2年6月1日に167名を委嘱しておりますが、7月に1名のボランティアが辞退されましたので、現在の総数は178名となっております。

以上で、学校教育課の報告のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

では、報告第56号につきまして、何かありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、報告第56号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●学校教育課長

ありがとうございました。

なお、この場を借りて1点、報告させていただきます。

例年、来賓として出席していただきました各学校の運動会、体育大会につきましては、現下の状況を鑑み、多くの学校が来賓は、学校運営協議会のメンバーのみという形にしておりますので、今年度につきましては、教育委員の皆様のお出席はございませんので、ご報告させていただきます。

以上です。

【報告第55号】

◎教育長

続きまして、報告第55号を教育総務課長からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●教育総務課長

教育総務課です。報告第55号 専決処分した事務、都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

次のページをお開きください。名義後援につきましては、令和2年7月15日から8月14日までに承認したもので、1件を承認しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中止が決定しております。共催につきましては、同期間での申請はございませんでした。

次のページをお開きください。市及び教育委員会では、新型コロナウイルス感染症予防のため、当面の間人が参集するものについては、同意書をいただいておりますが、7月末から市内での感染が確認されたことを受け、同意書の内容を変更しております。

左肩に旧とありますこのページが以前の同意書です。次のページもあわせてご覧ください。左肩に新と明記しておりますのが、現在の同意書です。それぞれの下線部が変更箇所です。主な変更といたしましては、これまでのものは、本市において感染が確認された場合は、承認を取り消すこととしており、条件が厳しいものでありましたが、現在の同意書につきましては、市内で感染者が確認されている場合でも、後援する行事等の開催が本市の新型コロナウイルス感染症対策に大きな影響があると市長が判断した場合のみ、取り消すこととしております。

以上で、報告第55号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第55号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第55号を承認いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【議案第20号】

◎教育長

続きまして、議案第20号を教育部長からご説明いたします。よろしくお願いいたします。

●教育部長

それでは、議案第20号 令和2年度9月補正予算につきまして、概要をご説明いたします。まず、歳出予算の説明をしたいと思います。

2枚めくっていただきまして、令和2年度9月補正予算教育委員会の歳出と書いたものをご覧いただきたいと思います。表の右から2列目をご覧ください。この欄が今回の補正額になるところでございます。全体で、裏側になりますけれども、5億6,774万2千円の増額補正を行うものでございます。

それでは、主な歳出予算について、ご説明申し上げます。資料の後ろのほうから4枚目を見てください。4枚目の裏側のページになります。令和2年度9月補正予算説明資料と書いたものをICTの、ここに書いてありますが、小・中学校ICT化推進事業の拡充をするために、一番下になりますけれども、5億888万円を増額補正いたします。ちょうど真ん中の2の事業概要をご覧いただきたいと思いますが、小学1年生から4年生、それから、中学2年生、3年生のPC端末、全体で13,453台の整備をいたします。なお、残りの3学年分につきましては、6月補正で予算措置済でございます。

次に、前のほうに戻っていただきまして、委員会説明資料の歳出の3ページをご覧ください。新型コロナウイルス関係の、ここからが新型コロナウイルス対策費に関する補正予算でございます。まず、保健衛生用品、あるいは非接触型の体温計、それから次亜塩素酸水精製機、こういったものを各小・中学校で購入をするための予算でございます。

次のページをめくっていただきまして、4ページの下段をご覧ください。修学旅行等支援事業につきましては、小学校の修学旅行が中止となった場合のキャンセル料、そういったものの予算措置をしたものでございます。同様に7ページの上段になりますけれども、ここに同様に中学校分を計上しております。

以上が、学校教育課関係の補正予算となります。

次に、9ページをご覧ください。スポーツ振興課の関係予算になりますけれども、都城運動公園野球場で開催予定しておりますプロスポーツイベントの開催に伴います防球ネットの賃貸借料の増額補正をするものでございます。

それから、最後になります。10ページ下段をご覧ください。図書館の管理運営費になります。以前いただいておりました指定寄附をもとにいたしまして、老朽化をしておりました図書館の回送車の更新をするために、その購入費用を計上いたしたところでございます。

以上が歳出補正でありますけれども、この歳出補正に伴いまして、歳入予算の増額補正等も行っているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。今、手元に来ればかりなので、なかなか戸惑っておりますが、議案第20号につきまして、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

#### ○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

わからないことが多くて、お伺いしたいのですが、小・中学校ICT化ということで、パソコン、タブレットの購入となっておりますが、使うと充電しなきゃいけない頻度が高まると思うのです。パソコンは1時間も使えばすぐに充電という形になってくるので、そういう対応はどのようなふうになっているのでしょうか、教えてください。

#### ●教育部長

まず、各学校で今進んでおりますのが、学校教育課長がおっしゃった電気の整備、ここの工事が今、契約が終わりまして、進んでおります。同時に今委員がおっしゃいましたパソコンを充電するための、保管するための充電保管庫を各学校に工事が入ろうとしております。問題はその中に納まるパソコンなのですけれども、今、1時間でもたないという話は聞いておりませんけれども、1日もつような、今回文部科学省が推奨している仕様のもの、仕様のパソコンが、文部科学省が推薦するものが載っているのですけれども、そうい

ったものを対象にしまして、これからどのパソコンを使っていくのか。そういったものをプロポーザル方式ということで、いわゆる事業者から提案をしていただいて、パソコンの端末だけではなく、どういった授業支援のソフトもあわせて使っていくのか、そこまでを提案していただいて、それを色々な項目ごとに評価をしまして、一番得点の高い事業者を優先交渉者という形で決めていきまして、最終的にPC 端末も決まっていくなことになっておりますので、数時間でもたないというところは多分、おそらくないと思いますので、大丈夫ではないかなと思います。

○赤松委員

すごい数を充電すると思われるのですが大丈夫でしょうか。

◎教育長

40 台セットできる充電保管庫というものなのですけれども、ラインがあつて、そこに置いて、それで納めていく。それが各教室に入ります。入った瞬間に先生達はでかいと絶対言われると思うのですけれども、でもそれを校長先生方をお願いして、なるべく教室の中に置くようにしてくださいとお願いをして、それを持っていかれないように取り付けます。そういうような形になります。

○岡村委員

1 日一回、毎日。

◎教育長

文部科学省が言っているのは、大体9時間はもたないとだめですよとっております。9時間ぐらいは使えます。ですから、1 日ずっとつけっぱなしの人はなかなかいないので、それを考えれば、充電がなくなってきたなどといったときに、そこに入れておくというような形になると思います。

1 クラス 40 ぐらいのものが、どんどんと入っていますので、びっくりします。教室のお荷物になってくるのではないかなと思います。それだけ飛び出ているので、大丈夫かなと不安ではあります。

○赤松委員

ほとんどが学校教育課の予算ですよね。これだけの予算で購入するのだから、効果的に利用して、子どもたちの学習がますます深まり一人ひとりの学びが充実する、そういうふうになっていただきたいなと思います。

○濱田委員

ノート型パソコンだと、机にいっぱいになってしまうことはないのでしょうか。

◎教育長

先ほど写真をお見せしましたように、使わないときは机にしまっしてほしいと思います。電源はつけっぱなしで、はい、出してくださいと開けさせるというパターンがいいのかなと思っております。そういうような使い方が理想的かなと思います。

○赤松委員

iPad みたいなあんな形のものではないのですか。

◎教育長

これがまだプロポーザルでどういうふうになるかわからないのですが、私たちが予想しているのは、多学年はこういうのを中心として、国がこれだけではだめと、これにキーボードがつかないとだめです。つけないと補助金は出さないと言っていますので、有線のキーボードを付けたりとか、キーボードが付いていたほうがいいなという学年はキーボードをつけた、いわゆるノートパソコンにしておきたいなと思っています。

○赤松委員

それらのパソコンが導入されますと学校の姿が大きく変わりそうですね。これまで行ってきた学校訪問とは違った姿が見えるようになっていくのでしょうか。

◎教育長

実際には今年、LANの配線が各学校終了しまして、入って来始めるのが来年の頭ぐらいになるかもしれません。一斉に発注かけていますから全国中から、同じですので、すごい数になっていると思います。入り始めて、最終的に来年度の終わりまでには完結しないと補助金がもらえなくなる。今回もこういうふうにして、都城市はお金をちゃんと担保しましたということが必須条件なのです。補助金が出る。ですので、そういうことを踏まえながら、遅れないように頑張っていきたいと思います。

○中原委員

余談ですけど、今は第二弾で、コロナ禍の影響で色々な資材が溢れだしているんで、ちょっと心配ですね。

◎教育長

そうですね、確かに、そういう意見ではありますけれども。パソコン自体は多分、そうでもないのですが、中国で生産されたものを使っていたところが、どんどん変えているみたいです。東南アジア系とか、色々なところに変えているみたいで、多分、大丈夫ではないかと国は言っています。

○中原委員

今、最後のほう2点、部長のほうからご説明がありました防球ネットの貸し出し、9ページですね。これはどういうものなのかが1点と、その次のページなのですが、図書館の回送車のほうで桁の見間違いではなければ、230万7千円、どれぐらいの大きさの車なのか、このお金で買えるものなのか、教えていただきたいと思います。

●教育部長

まず9ページのプロスポーツ等施設利用促進事業の中の防球ネットがありますけれども、ここ数年かけまして運動公園の野球場がきれいに改修されまして、ここに書いてありますように、プロの野球選手を招へいたイベントを今、企画をしようとしています。そうなったときに、いわゆるファールボールが球場の外に出たときに、そこからまた道路に出ていく心配がありますので、その部分のフェンス、防球フェンスを今回つけるための費用を補正するところです。

○中原委員

これは賃貸料というか、賃貸になるのですか、リースですか。

○赤松委員

常設でなくてよろしいのでしょうか。

●教育部長

それがリースでいいのか、あるいは今後常設がいいのか、そこらあたりはまた今後、今回の結果を見ながら検討をしていきたいと考えているところです。町なかに球場があるというのは、日本中探せばあるのはるのですけれども、あまりないケースでありますので、そこらあたりの安全策を考えての今回の取り組みになります。

もう1点の図書館の中の備品購入費、230万7千円について、これは先ほどご説明申し上げましたように、自動車になります。担当課のほうで既にカタログ等を確認しまして、いわゆるワゴン系の車の方向で、この金額であるのを、私も見ましたけれども、そういったものを予定しているところです。

○濱田委員

ワゴン車タイプの軽乗用車でしょうか。

●教育部長

軽ではないのですけれども、ワゴン系で私も安いなと思ったのですけれども、そういうものがあるんですね。

○中原委員

これは購入ですか、リースじゃなくて。

●教育部長

購入です。

○中原委員

これは購入、でもネットはリース。安くで購入できることはいいことです。

◎教育長

この車の役割というのが、貸し出し本をどこでも返していいことになっているので、回収するときのものです。

○赤松委員

本棚が設置されているという形ではないのですね。

◎教育長

そうではないので、回収系なので、それで済みます。

●教育部長

くれよん号とかのイメージではないです。

○中原委員

回収車なので、この程度の200万円で買えるのも、ちょっと。

○赤松委員

内容が充実していないといけません。使用の目的は達するのですから、安く買えればそれにこしたことはないです。

◎教育長

防球ネットのほうは考えていきたいと思います。

○中原委員

そういうのもありますよね、長い目でみて。

◎教育長

どの程度ファールが出るのかということも、そういうイベント等で見えていかないといけないと思います。

○赤松委員

ファールボールも球場外に出してしまうのですね。

◎教育長

出ますね。普通に出ますので、かなり上がります。プロがやりますと。かなり上がると思います。

○岡村委員

貸し出しは何日間ですか、借りる期間というのは。

●教育部長

今、想定しているイベントは、1日、2日のイベントではありませんので、ちょっとまだ決まっていませんけれども、1週間前後のリーグ戦みたいな形のものであります。

○中原委員

期間内だから、リースを。

◎教育長

実際、確かめてみようかと。

○中原委員

よくわかりました。

ありがとうございました。

## ●教育総務課主幹

私のほうから、今、部長がご説明さしあげました9月補正予算の議案第20号に関連しまして、お配りした資料の後ろ3枚、補正予算の資料の一覧表の、9月補正予算の修正前というものと、黄色いカラー刷りになっているのが2枚ついていると思うのですが、それをちょっと、お詫びと修正をさせていただきたいと思えます。

9月補正予算の資料を作成して、今、ご説明さし上げたところなのですが、9月補正予算の前回お渡ししている資料に誤りを見つけましたので、修正をさせていただきたいと思えます。

簡単に説明しますと、グレーがかった修正前というのを以前お渡ししているものでございまして、これが歳入と歳出が裏表していますけれども、まず、歳入のほうから説明しますと、補正前と補正額があって、補正後ということで3つ数字が並んでいるところなのですが、これが歳入につきましては、令和2年度の現年度予算の分に加えまして、平成元年度からの明許繰り越し分というものと、逡次繰り越し分というものがございまして、この繰り越し分の予算が含まれておりましたので、今回それはずしました。

それから、4総合支所の地域振興課の予算もひろっておりますが、これに教育費等は異なる総務費と衛生費を含めておりましたので、これもはずしました。当初予算額と当初補正額と4月補正額を補正前額に含めておりましたということで、これはちょっと新しいほうの修正後の黄色い色をつけたほうの歳入の一覧表を見たほうがいいのですが、実は本年度、当初予算を3月議会で提出したときに、合せて当初の補正予算というのがすぐに出されまして、その中で、合計で言いますと30万円のマイナスで3億1,685万円という減額補正がありました。また、4月には臨時議会が行われまして、臨時議会で4月補正ということで、高城の地域振興課でこれもコロナ関連でしたけれども、150万円の歳入の増額をしております。これが以前お渡しした資料では、補正前額のほうに含んでお見せしておりましたので、これを別だとしております。その右側に6月補正ということで、実は6月補正の中に、教育委員会としまして3回補正を行いましたので、このような表記をさせていただきました。

同じく、修正前の歳出というのを、両面刷りの裏を見ただけであれば、歳出なのですが、これは若干歳入のほうの内容が違ってまして、1つ目は一緒ですが、当初の補正額というのと、4月補正額を補正内額に含めておりましたので、それを引き出しました。もう一つが、学校教育課の中学生海外交流事業につきまして、歳入の240万円という減額補正があったのですが、それを歳出のほうにも計上しておりましたので、それを引き抜きしております。修正後はまたこれも黄色で塗っておりますほうの歳出の一覧表を見ただけであればよろしいのですが、歳入と同じく、当初の補正額というので、マイナス373万8千円、4月に150万円の増額で、6月補正が3億353万8千円ということで、こちらが正しい補正の内容となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

## ◎教育長

ありがとうございました。

これは、事務方のほうで補正後の額と、それから新たな補正前の額が合わないということに気づいて、精査したところ、このような間違いが見つかったということでございまして。以前の予算書の中にこういうものが入っていますので、差し替えておいていただくとありがたいです。

## 11 その他

## ◎教育長

それでは、事務局からありますか。

●教育総務課主任主事

私のほうから、9月、10月に委員の皆様にご出席をいただきます行事等について、お知らせ申し上げます。

お配りしております予定表、A4一枚のものです。両面になっております。

早速ですが、9月4日に、支援校の訪問が入っております。学校教育課のほうから既にご案内のほうが入っていると思いますので既に日程調整のほうは済んでいると報告が出ておりますが、一応、念のため、全てのものを読み上げさせていただきます。

続きまして、9月10日、木曜日は南小学校の支援校訪問となっております。下のほうにまいりまして、9月25日、金曜日が志和池中学校の支援校訪問、続く9月28日、月曜日が吉之元小学校の支援校訪問となっております。ちょっとまたがってしまうのですが、10月5日、月曜日、裏面の一番上を見ていただきますと、石山小学校の支援校訪問が入っております。次に、10月7日、水曜日に10月の定例教育委員会がございます。10月の定例教育委員会につきましては、毎月の委員会と違いまして、時間が午前中となっております。10時からと時間が変更となっておりますので、ご注意くださいませ、お願いいたします。

続きまして、10月9日、金曜日が高崎麓小学校の支援校訪問、10月13日、火曜日が高城小学校の支援校訪問です。下にまいりまして、10月19日、月曜日が有水小学校の支援校訪問、10月20日、火曜日が縄瀬小学校の支援校訪問、10月22日、木曜日が五十市中学校の支援校訪問となっております。10月26日、月曜日なのですが、ピンクで塗っていないのですけれども、以前、県の教育委員との意見交換会について、日程調整をさせていただいたのですが、県のほうから、今年の意見交換会については中止にしますと連絡が来ております。本来であれば、ここに中止と入れておくべきところでしたが、私のミスによりまして、中止と記載をしておりますので、ご記入のほうをよろしく願いいたします。同日、小松原中学校の支援校訪問も入っております。

最後に、10月28日、水曜日が中郷中学校の支援校訪問となっております。

以上で、私からの報告を終わります。よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

これにつきましては、よろしかったでしょうか。

○岡村委員

10月25日の庄内地区の公民館落成式とございますが、毎回、それぞれの公民館の落成式のときには、教育委員も参加させていただいたのですけれども、この庄内地区のほうはどうなのですか。

●教育総務課主任主事

それについては、ちょっと確認をとりまして、案内で報告させていただきますので、申し訳ございません。

◎教育長

日程はここで、まだ仮なのですね。

●教育総務課主任主事

仮ですね。

◎教育長

わかりました。決まったらまたお知らせください。

ほかにご覧いませんか。

○濱田委員

10月7日の定例委員会ですが、誠に勝手ながら、もしかしたら参加できないかもしれません。そのときはまた、事務局のほうに連絡しておきます。



◎教育長

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○赤松委員

これは次回、持ってくればいいですか。このスクールミーティングの感想は、次回の定例教育委員会のと  
きに持ってくればいいですね。

◎教育長

次回でお願いします。

ほかには。

●教育総務課主幹

7月22日行いました第1回の総合教育会議の議事録を、総合政策課の担当が作成してまいりましたので、  
お渡しいたします。これは確認用ということで、また、内容で字句の修正等ございましたら連絡をいただき  
たいと思います。本来、総合政策課に連絡いただきたいところなのですが、担当が別の業務で結構、  
執務室から離れておりますので、教育総務課椎屋に紙で提出いただいても結構ですし、電話等で教えてくだ  
さっても結構ですので、いただければと思います。よろしくお願いします。

◎教育長

窓口が椎屋さんで。行けなかったら、ことづけておいていただければ。

○濱田委員

期限はいつですか。

●教育総務課主幹

期限は、そんなに急いでいる感じはなかったです。

○赤松委員

これは紙ベースではなくデータを添付してメールで送っていただけると助かります。手直しする場合には、  
そこに朱書きが何かして直せば、椎屋さんの仕事がそれだけ少なくてすむと思います。

●教育総務課主幹

わかりました。

それでは、終わりましたら、メールでもお送りさせていただきます。期限のほうも、そのときにあわせて  
お知らせをしたいと思います。

◎教育長

それでは、以上で、令和2年9月定例教育委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。